

原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係告示の整理に関する告示 新旧対照条文目次

- 核燃料物質等の工場又は事業所内の運搬に関する措置等に係る技術的細目等を定める告示（昭和五十三年科学技術庁告示第十号）（第一条関係）
- 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の規定に基づき、線量限度等を定める告示（昭和六十三年科学技術庁告示第二十号）（第二条関係）
- 核燃料物質の加工の事業に関する規則等の規定に基づき、線量限度等を定める告示（平成十二年科学技術庁告示第十三号）（第三条関係）
- 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成十三年経済産業省告示第三百八十七号）（第四条関係）
- 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関して必要な事項を定める告示（平成二十五年原子力規制委員会告示第三号）（第五条関係）

○核燃料物質等の工場又は事業所内の運搬に関する措置等に係る技術的細目等を定める告示  
 (昭和五十三年科学技術庁告示第十号) (第一条関係) (傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(運搬物及び運搬機器に係る線量当量率)</p> <p>第四条 試験研究炉規則第十二条第一項第四号、使用規則第五条第一項第四号、試験研究の用に供する原子炉等の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則(昭和六十二年総理府令第十一号)第十五条第六号及び試験研究の用に供する原子炉等の性能に係る技術基準に関する規則(平成二十五年原子力規制委員会規則第二十三号)第二十一条第六号の原子力規制委員会の定める線量当量率は、次のとおりとする。</p> <p>一 運搬物(試験研究の用に供する原子炉等の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第十五条第六号及び試験研究の用に供する原子炉等の性能に係る技術基準に関する規則第二十一条第六号に規定する容器を含む。次号において同じ。)の表面における線量当量率については、二ミリシーベルト毎時</p> <p>二〇五 (略)</p>	<p>(運搬物及び運搬機器に係る線量当量率)</p> <p>第四条 試験研究炉規則第十二条第一項第四号、使用規則第五条第一項第四号及び試験研究の用に供する原子炉等の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則(昭和六十二年総理府令第十一号)第十五条第六号の原子力規制委員会の定める線量当量率は、次のとおりとする。</p> <p>一 運搬物(試験研究の用に供する原子炉等の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第十五条第六号に規定する容器を含む。次号において同じ。)の表面における線量当量率については、二ミリシーベルト毎時</p> <p>二〇五 (略)</p>

○試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の規定に基づき、線量限度等を定める告示  
 (昭和六十三年科学技術庁告示第二十号) (第二条関係) (傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(適用)            第一条 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則(昭和三十三年総理府令第八十三号)第一条の二第二項第四号及び第六号、第六条第三項、第七条第一号ハ、第八条、第十四条第四号及び第七号並びに別記様式第二の注3、核燃料物質の使用等に関する規則(昭和三十三年総理府令第八十四号)第一条第二項第二号及び第三号、第二条の五第五号イ、第二十八号イ及び第三十号ハ、第二条の十一第三項、第三条第四号ハ、第六号及び第八号、第四条第四号及び第七号、第八条第二項並びに別記様式第一の注、核原料物質の使用に関する規則(昭和四十三年総理府令第四十六号)第一条第二号及び第三号、第二条第三号ハ、第五号、第七号ハ、第十一号ニ及びト、第十一号の二ハ並びに第十二号ホ並びに第三条第三項、試験研究の用に供する原子炉等の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則(昭和六十二年総理府令第十一号)第二十五条第一項第一号及び第二十七号第三号並びに試験研究の用に供する原子炉等の性能に係る技術基準に関する規則(平成二十五年原子力規制委員会規則第二十三</p>	<p>(適用)            第一条 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則(昭和三十三年総理府令第八十三号)第一条の二第四号及び第六号、第六条第三項、第七条第一号ハ、第八条、第十四条第四号及び第七号並びに別記様式第二の注3、核燃料物質の使用等に関する規則(昭和三十三年総理府令第八十四号)第一条第二号及び第三号、第二条の五第十号及び第十二号、第二条の十一第三項、第三条第四号ハ、第六号及び第八号ハ、第四条第四号及び第七号、第八条第二項並びに別記様式第一の注、核原料物質の使用に関する規則(昭和四十三年総理府令第四十六号)第一条第二号及び第三号、第二条第三号ハ、第五号、第七号ハ、第十一号ニ及びト、第十一号の二ハ並びに第十二号ホ並びに第三条第三項並びに試験研究の用に供する原子炉等の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則(昭和六十二年総理府令第十一号)第二十五条第一項第一号及び第二十七号第三号の規定による線量当量限度等については、この告示に定めるところによる。</p>

号)第三十三条第一項第一号及び第三十五条第三号の規定による線量当量限度等については、この告示に定めるところによる。

(周辺監視区域外の濃度限度等)

第九条 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第十四条第四号及び第七号、核燃料物質の使用等に関する規則第二条の五第二十八号イ、第四条第四号及び第七号、核原料物質の使用に関する規則第二条第十一号ニ及びト、試験研究の用に供する原子炉等の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第二十五条第一項第一号並びに試験研究の用に供する原子炉等の性能に係る技術基準に関する規則第三十三条第一項第一号に規定する空气中又は水中の放射性物質の濃度限度は、三月間についての平均濃度が次のとおりとする。

一 六 (略)

2 (略)

(周辺監視区域外の濃度限度等)

第九条 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第十四条第四号及び第七号、核燃料物質の使用等に関する規則第二条の五第十二号、第四条第四号及び第七号、核原料物質の使用に関する規則第二条第十一号ニ及びト並びに試験研究の用に供する原子炉等の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第二十五条第一項第一号に規定する空气中又は水中の放射性物質の濃度限度は、三月間についての平均濃度が次のとおりとする。

一 六 (略)

2 (略)

○核燃料物質の加工の事業に関する規則等の規定に基づき、線量限度等を定める告示

(平成十二年科学技術庁告示第十三号) (第三条関係) (傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(適用)</p> <p>第一条 核燃料物質の加工の事業に関する規則(昭和四十一年総理府令第三十七号)第一条第二項第二号及び第三号、第七条第三項、第七条の二の九第一号ハ、第七条の三、第七条の八第四号及び第七号並びに別記様式第一の注3、使用済燃料の再処理の事業に関する規則(昭和四十六年総理府令第十号)第一条第二項第二号及び第四号、第八条第三項、第九条第一号ハ、第十条、第十六条第四号及び第七号並びに別記様式第二の注6、加工施設的设计及び工事の方法の技術基準に関する規則(昭和六十二年総理府令第十号)第八条第一項、第十四条第一号及び第十五条第三号、再処理施設的设计及び工事の方法の技術基準に関する規則(昭和六十二年総理府令第十二号)第八条第一項、第十六条第一号並びに第十八条第一号、第四号及び第五号、加工施設の性能に係る技術基準に関する規則(平成二十五年原子力規制委員会規則第十九号)第十三条第一項、第二十一条第一号及び第二十二条第三号、再処理施設の性能に係る技術基準に関する規則(平成二十五年</p>	<p>(適用)</p> <p>第一条 核燃料物質の加工の事業に関する規則(昭和四十一年総理府令第三十七号)第一条第二項第二号及び第三号、第七条第三項、第七条の二の九第一号ハ、第七条の三、第七条の八第四号及び第七号並びに別記様式第三の注3、使用済燃料の再処理の事業に関する規則(昭和四十六年総理府令第十号)第一条第二項第二号及び第四号、第八条第三項、第九条第一号ハ、第十条、第十六条第四号及び第七号並びに別記様式第二の注6、加工施設的设计及び工事の方法の技術基準に関する規則(昭和六十二年総理府令第十号)第十四条第一号及び第十五条第三号、再処理施設的设计及び工事の方法の技術基準に関する規則(昭和六十二年総理府令第十二号)第十六条第一号並びに第十八条第一号、第四号及び第五号、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則(昭和六十三年総理府令第一号)第一条の二第二項第八号及び第九号、第十三条第三項、第十四条第一号ハ、第十五条、第十九条第四号及び第六号並びに別記</p>

原子力規制委員会規則第二十九号)第十四条第一項、第二十五条第一号並びに第二十七条第一号、第四号及び第五号、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則(昭和六十三年総理府令第一号)第一条の二第二項第八号及び第九号、第十三条第三項、第十四条第一号ハ、第十五条、第十九条第四号及び第六号並びに別記様式第五の注2、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則(昭和六十三年総理府令第四十七号)第一条第二項第三号及び第四号、第二十六条第三項、第二十七条第一号ハ、第二十八条、第三十三条第四号及び第六号並びに別記様式第一の注3、特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設的设计及び工事の方法の技術基準に関する規則(平成四年総理府令第四号)第七条第一項、第十一条第一号並びに第十五条第一号、第四号及び第五号、特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の性能に係る技術基準に関する規則(平成二十五年原子力規制委員会規則第三十三号)第十二条第一項、第十六条第一号並びに第二十条第一号、第四号及び第五号、研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(平成二十五年原子力規制委員会規則第十号)第三十八條第一項第一号及び第四十一條第一項、研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(平成十二年総理府令第二百二十二号)第二条第四号及び第六

様式第五の注2、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則(昭和六十三年総理府令第四十七号)第一条第二項第三号及び第四号、第二十六条第三項、第二十七条第一号ハ、第二十八条、第三十三条第四号及び第六号並びに別記様式第一の注3、特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設的设计及び工事の方法の技術基準に関する規則(平成四年総理府令第四号)第十一条第一号並びに第十五条第一号、第四号及び第五号、研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(平成二十五年原子力規制委員会規則第十号)第二条第二項第十四号及び第十五号、研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(平成十二年総理府令第二百二十二号)第二条第四号及び第六号、第六十二条第三項、第七十三条第一号ハ、第七十四条、第八十五条第四号及び第七号並びに様式第二の注3並びに核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則(平成二十年経済産業省令第二十三号)第二条第二項第三号及び第四号、第四十四条第三項、第五十三条第一号ハ、第五十四条、第六十一条第四号及び第六号並びに別記様式第二の注2の規定による線量当量限度等については、この告示に定めるところによる。

号、第六十二条第三項、第七十三条第一号ハ、第七十四条、第八十五条第四号及び第七号並びに様式第二の注3並びに核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則（平成二十年経済産業省令第二十三号）第二条第二項第三号及び第四号、第四十四条第三項、第五十三条第一号ハ、第五十四条、第六十一条第四号及び第六号並びに別様式第二の注2の規定による線量当量限度等については、この告示に定めるところによる。

（放射線業務従事者の線量限度）

第六条 放射線業務従事者の線量限度は、実効線量について次のとおりとする。

一・二 （略）

三 女子（妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨を加工事業者、発電用原子炉設置者、再処理事業者及び廃棄事業者（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下「法」という。）第二十二條の九第一項に規定する旧加工事業者等、法第四十三條の三の三十四第一項に規定する旧発電用原子炉設置者等、法第五十一条第一項に規定する旧再処理事業者等及び法第五十一条の二十六第一項に規定する旧廃棄事業者等を含む。以下この条において「加工事業者等」という。）に書面で申し出た者並びに次号に規

（放射線業務従事者の線量限度）

第六条 放射線業務従事者の線量限度は、実効線量について次のとおりとする。

一・二 （略）

三 女子（妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨を加工事業者、原子炉設置者、再処理事業者及び廃棄事業者（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下「法」という。）第二十二條の九第一項に規定する旧加工事業者等、法第四十三條の三の三第一項に規定する旧原子炉設置者等、法第五十一条第一項に規定する旧再処理事業者等及び法第五十一条の二十六第一項に規定する旧廃棄事業者等を含む。以下この条において「加工事業者等」という。）に書面で申し出た者並びに次号に規定する者を除く。

定する者を除く。)については、前二号に規定するほか、四月一日、七月一日、十月一日及び一月一日を始期とする各三月間につき五ミリシーベルト

四 (略)

2 (略)

(周辺監視区域外の濃度限度等)

第九条 核燃料物質の加工の事業に関する規則第七条の八第四号及び第七号、加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第十四条第一号、加工施設の性能に係る技術基準に関する規則第二十一条第一号、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則第十九条第四号及び第六号、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則第三十三条第四号及び第六号、特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第十一条第一号、特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の性能に係る技術基準に関する規則第十六条第一号、研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第三十八条第一項第一号、研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第八十五条第四号及び第七号並びに核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則第六十一条第四号及び第六号に規

定する者を除く。)については、前二号に規定するほか、四月一日、七月一日、十月一日及び一月一日を始期とする各三月間につき五ミリシーベルト

四 (略)

2 (略)

(周辺監視区域外の濃度限度等)

第九条 核燃料物質の加工の事業に関する規則第七条の八第四号及び第七号、加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第十四条第一号、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則第十九条第四号及び第六号、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則第三十三条第六号、特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第十一条第一号、研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第二十七条第一項第一号、研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則第三十四条第四号及び第七号並びに核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則第六十一条第四号及び第六号に規定する空气中又は水中の放射性物質の濃度限度は、三月間についての平均濃度が次のとおりとする。



定する空气中又は水中の放射性物質の濃度限度は、三月間についての平均濃度が次のとおりとする。

一〜六 (略)

2 使用済燃料の再処理の事業に関する規則第十六条第四号、再処理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第十六条第一号及び再処理施設の性能に係る技術基準に関する規則第二十五条第一号に規定する空气中の放射性物質の濃度限度は、三月間についての平均濃度が前項第一号から第四号までに規定する濃度とする。ただし、空气中の放射性物質を吸入摂取することによる被ばく及び外部被ばく(放射性廃棄物の海洋放出に起因するものを除く。以下この条において同じ。)又は放射性廃棄物の海洋放出に起因する被ばくがある場合において、それらをあわせて被ばくするおそれがあるときは、空气中の放射性物質の三月間についての平均濃度のその放射性物質についての前項第一号から第四号までに規定する濃度に対する割合と外部被ばくによる三月間の実効線量の二百五十マイクロシーベルトに対する割合又は放射性廃棄物の海洋放出に起因する三月間の実効線量の二百五十マイクロシーベルトに対する割合との和が一となるようなその放射性物質の濃度をもって、その空气中の放射性物質の濃度限度とする。

3 使用済燃料の再処理の事業に関する規則第十六条第七号、再処理施設の設計及び工事の方法の技術基準に

一〜六 (略)

2 使用済燃料の再処理の事業に関する規則第十六条第四号及び再処理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第十六条第一号に規定する空气中の放射性物質の濃度限度は、三月間についての平均濃度が前項第一号から第四号までに規定する濃度とする。ただし、空气中の放射性物質を吸入摂取することによる被ばく及び外部被ばく(放射性廃棄物の海洋放出に起因するものを除く。以下この条において同じ。)又は放射性廃棄物の海洋放出に起因する被ばくがある場合において、それらをあわせて被ばくするおそれがあるときは、空气中の放射性物質の三月間についての平均濃度のその放射性物質についての前項第一号から第四号までに規定する濃度に対する割合と外部被ばくによる三月間の実効線量の二百五十マイクロシーベルトに対する割合又は放射性廃棄物の海洋放出に起因する三月間の実効線量の二百五十マイクロシーベルトに対する割合との和が一となるようなその放射性物質の濃度をもって、その空气中の放射性物質の濃度限度とする。

3 使用済燃料の再処理の事業に関する規則第十六条第七号及び再処理施設の設計及び工事の方法の技術基準に

4  
(略)

関する規則第十六条第一号及び再処理施設の性能に係る技術基準に関する規則第二十五条第一号に規定する放射性廃棄物の海洋放出に起因する線量限度は、実効線量について三月間につき二百五十マイクロシーベルトとする。ただし、放射性廃棄物の海洋放出に起因する被ばく及び外部被ばく又は放射性物質がある空気を呼吸することによる被ばくがある場合において、それらをあわせて被ばくするおそれがあるときは、放射性廃棄物の海洋放出に起因する三月間の実効線量の二百五十マイクロシーベルトに対する割合と外部被ばくによる三月間の実効線量の二百五十マイクロシーベルトに対する割合又は空気中の放射性物質の三月間についての平均濃度のその放射性物質についての第一項第一号から第四号までに規定する濃度に対する割合との和が一となるような放射性廃棄物の海洋放出に起因する三月間の実効線量をもって、その線量限度とする。

4  
(略)

に関する規則第十六条第一号に規定する放射性廃棄物の海洋放出に起因する線量限度は、実効線量について三月間につき二百五十マイクロシーベルトとする。ただし、放射性廃棄物の海洋放出に起因する被ばく及び外部被ばく又は放射性物質がある空気を呼吸することによる被ばくがある場合において、それらをあわせて被ばくするおそれがあるときは、放射性廃棄物の海洋放出に起因する三月間の実効線量の二百五十マイクロシーベルトに対する割合と外部被ばくによる三月間の実効線量の二百五十マイクロシーベルトに対する割合又は空気中の放射性物質の三月間についての平均濃度のその放射性物質についての第一項第一号から第四号までに規定する濃度に対する割合との和が一となるような放射性廃棄物の海洋放出に起因する三月間の実効線量をもって、その線量限度とする。

○実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示

(平成十三年経済産業省告示第百八十七号) (第四条関係) (傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(適用範囲)</p> <p>第一条 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(以下「実用炉規則」という。) 第二条第二項第四号及び第六号、第六十七条第三項、第七十八条第一号ハ、第七十九条、第九十条第四号及び第七号、第三百三十六条第一項、様式第二の注4並びに様式第八の備考4、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(平成二十五年原子力規制委員会規則第六号。以下「実用炉技術基準規則」という。) 第三十九条第一項第一号及び第四十二条第一項、使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則(以下「貯蔵規則」という。) 第一条第二項第二号及び第三号、第二十七条第三項、第二十九条第一号ハ、第三十条、第三十五条第四号及び第六号、第四十八条第一項、様式第二の注4並びに様式第七の備考4、使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則(以下「貯蔵設計工規則」という。) 第九条第一項、第十四条第一号並びに第十五条第一項第一号、第四号及び第五号並びに使用済燃料貯蔵施設の性能に係る技術基準に関する規</p>	<p>(適用範囲)</p> <p>第一条 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(以下「実用炉規則」という。) 第二条第二項第四号及び第六号、第六十七条第三項、第七十八条第一号ハ、第七十九条、第九十条第四号及び第七号、第三百三十六条第一項、様式第二の注4並びに様式第八の備考4、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(平成二十五年原子力規制委員会規則第六号。以下「実用炉技術基準規則」という。) 第三十九条第一項第一号及び第四十二条第一項、使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則(以下「貯蔵規則」という。) 第一条第二項第二号及び第三号、第二十七条第三項、第二十九条第一号ハ、第三十条、第三十五条第四号及び第六号、第四十八条第一項、様式第二の注4並びに様式第七の備考4並びに使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する省令(以下「貯蔵設計工規則」という。) 第十四条第一号の線量等については、この告示の定めるところによる。</p>

則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二十六号。以下「貯蔵性能基準規則」という。）第十四条第一項、第二十条第一号並びに第二十一条第一項第一号、第四号及び第五号の線量等については、この告示の定めるところによる。

（実用炉規則第二条第二項第六号等の線量限度）

第三条 実用炉規則第二条第二項第六号、実用炉技術基準規則第四十二条第一項、貯蔵規則第一条第二項第三号、貯蔵設工規則第九条第一項及び貯蔵性能基準規則第十四条第一項の原子力規制委員会の定める線量限度は、次のとおりとする。

一～三 （略）

（放射線業務従事者の線量限度）

第六条 実用炉規則第七十九条第一項第一号及び貯蔵規則第三十条第一項第一号の原子力規制委員会の定める線量限度は、実効線量について次のとおりとする。

一・二 （略）

三 女子（妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨を発電用原子炉設置者又は使用済燃料貯蔵事業者（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規

（実用炉規則第二条第二項第六号等の線量限度）

第三条 実用炉規則第二条第二項第六号、実用炉技術基準規則第四十二条第一項及び貯蔵規則第一条第二項第三号の原子力規制委員会の定める線量限度は、次のとおりとする。

一～三 （略）

（放射線業務従事者の線量限度）

第六条 実用炉規則第七十九条第一項第一号及び貯蔵規則第三十条第一項第一号の原子力規制委員会の定める線量限度は、実効線量について次のとおりとする。

一・二 （略）

三 女子（妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨を発電用原子炉設置者又は使用済燃料貯蔵事業者（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規

制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下「法」という。）第四十三條の三の三十四第一項に規定する旧発電用原子炉設置者等及び法第四十三條の二十八第一項に規定する旧使用済燃料貯蔵事業者等を含む。以下この条において同じ。）に書面で申し出た者及び次号に規定する者を除く。）については、前二号に規定するほか、四月一日、七月一日、十月一日及び一月一日を始期とする各三月間につき五ミリシーベルト

四（略）

2（略）

（周辺監視区域外の濃度限度）

第九条 実用炉規則第九十條第四号及び第七号、実用炉技術基準規則第三十九條第一項第一号、貯蔵規則第三十五條第四号及び第六号、貯蔵設工規則第十四條第一号並びに貯蔵性能基準規則第二十條第一号の原子力規制委員会の定める濃度限度は、三月間についての平均濃度が次のとおりとする。

一〜六（略）

2（略）

制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下「法」という。）第四十三條の三の三十三第一項に規定する旧発電用原子炉設置者等及び法第四十三條の二十八第一項に規定する旧使用済燃料貯蔵事業者等を含む。以下この条において同じ。）に書面で申し出た者及び次号に規定する者を除く。）については、前二号に規定するほか、四月一日、七月一日、十月一日及び一月一日を始期とする各三月間につき五ミリシーベルト

四（略）

2（略）

（周辺監視区域外の濃度限度）

第九条 実用炉規則第九十條第四号及び第七号、実用炉技術基準規則第三十九條第一項第一号、貯蔵規則第三十五條第四号及び第六号並びに貯蔵設工規則第十四條第一号の原子力規制委員会の定める濃度限度は、三月間についての平均濃度が次のとおりとする。

一〜六（略）

2（略）

○東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関して必要な事項を定める告示  
 (平成二十五年原子力規制委員会告示第三号) (第五条関係) (傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(放射線業務従事者の線量限度)                      第五条 規則第十条第一項第一号の原子力規制委員会の定める線量限度は、実効線量について次のとおりとする。                      一・二 (略)                      三 女子(妊娠不能と診断された者、妊娠の意志のない旨を発電用原子炉設置者(核原料物質、核燃料物質及び原子炉規制に関する法律(以下「法」という。))第四十三条の三の三十四第一項に規定する旧発電用原子炉設置者等を含む。以下この条において同じ。)に書面で申し出た者及び次号に規定する者を除く。)については、前二号に規定するほか、四月一日、七月一日、十月一日及び一月一日を始期とする各三月間につき五ミリシーベルト</p>	<p>(放射線業務従事者の線量限度)                      第五条 規則第十条第一項第一号の原子力規制委員会の定める線量限度は、実効線量について次のとおりとする。                      一・二 (略)                      三 女子(妊娠不能と診断された者、妊娠の意志のない旨を発電用原子炉設置者(核原料物質、核燃料物質及び原子炉規制に関する法律(以下「法」という。))第四十三条の三の三十三第一項に規定する旧発電用原子炉設置者等を含む。以下この条において同じ。)に書面で申し出た者及び次号に規定する者を除く。)については、前二号に規定するほか、四月一日、七月一日、十月一日及び一月一日を始期とする各三月間につき五ミリシーベルト</p>